

埼玉西部環境保全組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例

(報酬)

第1条 管理者及び副管理者の報酬は、次のとおりとする。

管理者 月額 25,000円

副管理者 月額 19,500円

(支給方法)

第2条 管理者及び副管理者には、就任したその日から報酬を支給する。

- 2 管理者及び副管理者がその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月まで報酬を支給する。
- 3 前2項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割によって計算する。
- 4 報酬は、毎年6月、9月、12月、3月の4期において各その月分までを支給する。ただし、その職を離れたとき又は管理者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(旅費)

第3条 管理者及び副管理者が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の規定により支給する旅費については一般職の職員に支給する旅費の例による。ただし、いかなる場合においても重複して支給しない。

(期末手当)

第4条 管理者及び副管理者で6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に、期末手当を支給する。これらの基準日前1ヶ月以内に任期が満了し、退職し、失職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項各号(第1号を除く。)、同法第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定に該当して失職した場合を除く。次項において同じ。)し、解職され、又は死亡した者(これらの基準日において、この項前段の規定の適用を受ける者を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にとっては、任期

が満了し、退職し、失職し、解職され、又は死亡した日現在)において管理者及び副管理者が受けるべき報酬の月額及びその報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6ヶ月 100分の100
- (2) 5ヶ月以上6ヶ月未満 100分の80
- (3) 3ヶ月以上5ヶ月未満 100分の60
- (4) 3ヶ月未満 100分の30

第4条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に在職する管理者等に期末手当を支給すべき日(以下この条及び次条において「支給日」という。)の前日までの間に、懲戒免職の処分を受けた者
- (2) 基準日から支給日の前日までの間に、公職選挙法第11条第1項各号(第1号を除く。)、同法第252条又は政治資金規正法第28条の規定に該当して失職した者
- (3) 基準日前1ヶ月以内又は基準日から支給日の前日までの間に離職した者(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第4条の3 管理者は、支給日に期末手当を支給することとされていた者で当該支給日の前日までの間に離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係

る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する住民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 管理者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

4 前項の規定は、管理者が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り

消すことを妨げるものではない。

- 5 管理者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

第4条の4 前3条に規定するもののほか、管理者等の期末手当の支給については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、第4条第2項中「100分の210」とあるのは「100分の190」とする。

附 則 (昭和48年8月27日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の毛呂山町外2町1村ごみ処理組合管理者、副管理者及び収入役の報酬に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年5月1日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年9月2日条例第9号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

附 則 (昭和49年12月16日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日から適用する。

附 則 (昭和51年12月23日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年10月1日から適用する。

附 則 (昭和53年2月24日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。

附 則（昭和54年8月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年2月22日条例第3号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月25日条例第8号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成元年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づいて平成元年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づく給与の内払とみなす。

附 則（平成3年1月16日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成2年6月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づいて平成2年6月1日からこの条例の施行の日の前日までに支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成4年1月16日条例第2号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成3年12月1日から適用する。
- 2 この条例による改正前の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づいて平成3年12月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に支払われた期末手当は、この条例による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例の規定に基づく期末手当の内払とみなす。

附 則（平成6年1月12日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の額の特例)

- 平成5年12月に期末手当(改正後の管理者等の報酬等条例に相当する条例(以下この項において「相当条例」という。))の規定により同月に支給される期末手当を含む。)を支給された管理者、副管理者及び収入役(以下「管理者等」という。)に係る平成6年3月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成5年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額(相当条例の規定の適用を受けた管理者等にあつては、相当条例の規定によるこれに相当する額)に100分の10を乗じて得た額に、平成5年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合(相当条例の規定の適用を受けた管理者等にあつては、相当条例の規定によるこれに相当する割合)を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則 (平成7年1月12日条例第2号)

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。

(期末手当の額の特例)

- 平成6年12月に期末手当を支給された管理者、副管理者及び収入役に係る平成7年3月にこの条例による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条の規定に基づいて支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定して得られる同月に支給されることとなる期末手当の額から、平成6年12月1日現在におけるその者の報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に100分の10を乗じて得た額に、平成6年12月1日を基準日とした同日以前6ヶ月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて同項の表に定める割合を乗じて得た額を差し引いた額とする。

附 則 (平成10年2月18日条例第3号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月24日条例第7号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月17日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成12年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において管理者、副管理者及び収入役が受けるべき報酬の額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の25を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのものの在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年2月8日条例第4号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成13年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において管理者、副管理者及び収入役が受けるべき報酬の額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の35を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるそのものの在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成13年8月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年2月14日条例第3号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成14年3月に改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条の規定により支給される期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当該期末手当の基準日において管理者、副管理者及び収入役が受けるべき報酬の月額及びその月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に、100分の50を乗じて得た額に、基準日以前3ヶ月以内の期間におけるその者の

在職期間の区分に応じて、同項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則（平成15年2月10日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条並びに次項及び附則第3項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月に支給する期末手当に関する第4条の規定による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者、副管理者及び収入役の報酬等に関する条例第4条第2項の規定の適用については、同項中「6ヶ月以内」とあるのは「3ヶ月以内」と、同項第1号中「6ヶ月」とあるのは「3ヶ月」と、同項第2号中「5ヶ月以上6ヶ月未満」とあるのは「2ヶ月15日以上3ヶ月未満」と、同項第3号中「3ヶ月以上5ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日以上2ヶ月15日未満」と、同項第4号中「3ヶ月未満」とあるのは「1ヶ月15日未満」とする。

附 則（平成15年11月28日条例第6号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年11月30日条例第2号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年8月4日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1

日から施行する。

附 則（平成30年2月15日条例第2号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月15日条例第9号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月10日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月27日条例第6号）

この条例中第1項の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年5月12日条例第2号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第4条第2項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、 222.5 分の 15 を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則（令和5年2月15日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月15日条例第2号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月14日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」と

いう。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)

(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪についてされた起訴は、第1条の規定による改正後の埼玉西部環境保全組合管理者及び副管理者の報酬等に関する条例第4条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第3項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。